(証券コード8006)
平成27年６月５日

株 主 各 位

千葉県船橋市宮本四丁目18番６号
ユアサ・フナショク株式会社
代表取締役社長　諸 澤 隆 芳

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　千葉県船橋市本町１丁目10番10号
船橋商工会議所会館６階（大ホール）
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第44期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第44期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yuasa-funashoku.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、政府の経済・金融政策の効果から雇用情勢や企業収益に改善の動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、個人消費が伸び悩むなか、円安や原油価格の急激な変動などもあり景気の先行きは不透明な状況に推移しました。

食品流通業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や円安に伴う輸入原材料価格の上昇から商品価格の改定が行われるなど、企業間競争は一段と厳しい状況が続きました。

ビジネスホテル業界におきましては、円安などから訪日外国人旅行者が増加するなか、近隣ホテルとの競争は厳しい状況が続きました。

このような状況のなかで当社グループは、引き続き首都圏を基盤に地域に密着した営業を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,018億92百万円（前期比5.5％減）、営業利益は15億80百万円（前期比18.4％減）、経常利益は18億92百万円（前期比12.4％減）、当期純利益は11億77百万円（前期比12.3％減）となりました。

事業部門別セグメントの概況は次のとおりであります。

商事部門

商事部門におきましては、消費税増税後の消費マインドに弱さがみられるなか、健康や機能性に配慮した商品に伸長がありましたが、日常消費する商品については節約志向が継続し販売が伸び悩みました。

このようななかで、商品供給を的確に行うとともに、新規取引の獲得、新商材の提案などを積極的に行ってまいりました。

部門別の売上高は、食品では冷凍・チルド商品、菓子は引き続き増収となりましたが、加工食品、酒類が減収となりました。業務用商品では小麦粉は政府売渡価格の改定に伴い販売価格も上昇しましたが販売数量が前期並みにとどまり、また、油脂は販売数量は増加しましたが販売価格の低下により減収となりました。飼料畜産では飼料は豚流行性下痢の影響により豚の国内生産量が減少したことから販売数量が落ち込み減収となりました。畜産

は食肉の販売数量の増加、価格上昇により増収となりました。米穀では精米の販売数量は増加しましたが、米価格の低下により減収となりました。

その結果、商事部門の売上高は973億23百万円（前期比5.9%減）となりました。

ホテル部門

ホテル部門におきましては、景気の回復基調を背景に、一般利用客が順調に推移しました。また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた観光政策もあり訪日外国人が増加するなか、観光旅行客の集客、各ホテルの地域に合わせたイベント、スポーツ大会など団体利用客の獲得に努めてまいりました。

その結果、売上高は38億65百万円（前期比4.5%増）となりました。

不動産部門

不動産部門におきましては、賃貸料収入として売上高は７億３百万円（前期比2.7%減）となりました。

部門別の売上高

（単位：百万円）

区分	前期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）		当期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
食品（酒類・飲料含む）	66,418	61.6%	62,634	61.5%	94.3%
業務用商品	15,503	14.4%	14,400	14.1%	92.9%
飼料・畜産	12,775	11.8%	12,653	12.4%	99.0%
米穀	8,687	8.1%	7,635	7.5%	87.9%
商事部門計	103,385	95.9%	97,323	95.5%	94.1%
ホテル部門	3,700	3.4%	3,865	3.8%	104.5%
不動産部門	722	0.7%	703	0.7%	97.3%
合計	107,808	100.0%	101,892	100.0%	94.5%

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．不動産部門の売上高は賃貸料収入であります。

⑵ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額はリースを含めて５億83百万円であります。

⑷ 対処すべき課題

今後につきましては、引き続き政府の経済・金融政策による景気の回復が期待されますが、海外景気や個人消費の動向など、先行き不透明な状況に推移すると思われます。

食品流通業界におきましても、人口減少や少子高齢化、将来への不安感、雇用・所得環境の動向などから消費者の節約志向は続くものと思われます。

また、ビジネスホテル業界におきましても、持続的な景気回復に伴う一般のビジネス利用客の拡大、訪日外国人の増加が期待されるなかで、近隣ホテルとの競争はますます激化するものと思われます。

このような状況のなかで当社グループは、商事部門では、加工食品、低温食品、酒類、業務用商品、飼料畜産、米穀のフルライン体制の強みを生かす中で、商品供給を的確に行うとともに、物流業務の効率化を図ってまいります。また、食品の品質に対する消費者意識が高まる中、より安全・安心な商品の取扱いを進めてまいります。

ホテル部門では、快適で魅力ある客室の提供並びにクオリティの高いサービスの提供に努め、集客力の向上に取り組んでまいります。また、業務の効率化を行い収益の確保を図ってまいります。

不動産部門では、安定的な収益確保に努めてまいります。

これら各部門の取り組みに加え、財務体質の強化を図り、一段と厳しさを増す経営環境に耐えうる強固な企業体質を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第41期	第42期	第43期	第44期
	23.4～24.3	24.4～25.3	25.4～26.3	26.4～27.3
売上高(百万円)	108,847	106,587	107,808	101,892
当期純利益(百万円)	1,111	994	1,343	1,177
1株当たり当期純利益(円)	24.16	21.61	29.65	26.18
総資産(百万円)	46,245	47,962	48,482	49,555
純資産(百万円)	22,830	24,232	25,008	27,053

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ユアサフナショク･リカー株式会社	52百万円	100.0%	酒類卸売業
株式会社ニュー･ノザワ･フーズ	50	100.0	米穀卸売業
ワイ・エフ物流株式会社	25	100.0	運送業
ワイ・エフ石油株式会社	25	100.0	揮発油販売業
ホテルサンライト株式会社	10	100.0	ビジネスホテル業
マックスフード株式会社	25	88.2	小売業(スーパー)
ワイケイフーズ株式会社	40	62.5	食品卸売業
太陽商事株式会社	180	55.8	酒類卸売業
東京太陽株式会社	30	55.8	飼料卸売業

(注) 東京太陽株式会社は、太陽商事株式会社の100%子会社であります。

⑺ 主要な事業内容

区　　分	主　要　な　事　業　内　容
商　事　部　門	食品(酒類･飲料含む)、業務用商品、飼料･畜産、米穀の販売
ホ　テ　ル　部　門	ビジネスホテル、飲食店、ボウリング場の経営
不　動　産　部　門	不動産の賃貸

⑻ 主要な営業所及び工場

① 当社

地域及び営業所数		名　称　及　び　所　在　地
営業所	千葉県(5店)	本　　社(船橋市)，千　葉　支　店(八街市) 旭　支　店(旭　市)，松　戸　支　店(流山市) パールプラザ(船橋市)
	東京都(5店)	東　京　支　店(墨田区)，パールホテル両国(墨田区) パールホテル茅場町(中央区)，パールホテル葛西(江戸川区) パールホテル八重洲(中央区)
	埼玉県(2店)	埼　玉　支　店(熊谷市)，草加物流センター(草加市)
	神奈川県(3店)	横　浜　支　店(横浜市) パールホテル川崎(川崎市)，パールホテル溝ノ口(川崎市)
	群馬県(1店)	パールホテル太田(太田市)
	兵庫県(1店)	関　西　支　店(神戸市)
工場	千葉県(1工場)	高瀬精米工場(船橋市)

② 子会社

会　社　名	所　在　地
ユアサフナショク･リカー株式会社	千葉県市川市
株式会社ニュー･ノザワ･フーズ	東京都東村山市
ワイ･エフ物流株式会社	千葉県八街市
ワイ･エフ石油株式会社	千葉県船橋市
ホテルサンライト株式会社	東京都新宿区
マックスフード株式会社	千葉県船橋市
ワイケイフーズ株式会社	千葉県船橋市
太陽商事株式会社	神奈川県横須賀市
東京太陽株式会社	東京都中央区

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商事部門	254（188）名	19名減 （7名減）
ホテル部門	85（220）	11名増 （11名増）
管理部門	28 （－）	2名減 （1名減）
合計	367（408）	10名減 （3名増）

（注）1．従業員数は、就業人員であり、月間158時間換算による臨時従業員は（ ）内に外数で記載しております。
2．不動産部門は、各部門の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	一名	42.03歳	19.00年

（注）従業員数には、使用人兼務取締役及び月間158時間換算による臨時従業員218名（前期末比21名減）は含まれておりません。また、出向者を除いております。

⑽ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	900百万円
株式会社千葉興業銀行	600
株式会社常陽銀行	300
日本生命保険相互会社	297

⑾ その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　98,500,000株
② 発行済株式の総数　44,967,208株（自己株式4,010,023株を除く。）
③ 株主数　4,220名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
昭和産業株式会社	3,345千株	7.4%
株式会社榎本武平商店	2,404	5.3
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,295	5.1
株式会社千葉銀行	2,233	4.9
株式会社千葉興業銀行	2,232	4.9
双日食料株式会社	2,111	4.6
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP（常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部）	1,480	3.2
三井住友信託銀行株式会社	1,455	3.2
日本生命保険相互会社	1,185	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	1,158	2.5

（注）1．当社は、自己株式4,010千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2．持株比率は自己株式を控除し、小数点第２位を切り捨てて表示しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	上田　弘	
代表取締役社長	諸澤隆芳	
常務取締役	杉山幹夫	業務用商品本部、飼料畜産本部担当
常務取締役	小梛一義	食品本部長、米穀本部担当
常務取締役	遠藤順士	千葉支店長、低温食品本部担当、低温食品本部長
取締役	中川賢一	ユアサフナショク・リカー株式会社代表取締役社長
取締役	山田共之	東京支店長
取締役	黒坂幸夫	管理本部長、経営企画室長
取締役	工藤信一	業務用商品本部長
取締役	和泉正則	ホテル事業本部長、ホテル事業部長 ホテルサンライト株式会社代表取締役社長
常勤監査役	吉富　聰	
監査役	篠原啓慶	公認会計士
監査役	高橋康雄	ちばぎんジェーシービーカード株式会社代表取締役社長
監査役	石田康明	

（注）１．監査役篠原啓慶氏、高橋康雄氏、石田康明氏は、社外監査役であります。
２．監査役篠原啓慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、監査役篠原啓慶氏を株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役篠原啓慶氏は、平成26年６月27日に株式会社熊谷組社外監査役を退任されました。
５．監査役高橋康雄氏は、平成26年６月30日に株式会社総武代表取締役社長を退任され、ちばぎんジェーシービーカード株式会社代表取締役社長に就任されました。
６．平成27年４月１日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更いたしました。

常務取締役	遠藤順士	業務用商品本部長、飼料畜産本部担当
常務取締役	山田共之	東京支店長
取締役顧問	杉山幹夫	
取締役	中川賢一	ワイ・エフ物流株式会社代表取締役社長
取締役	工藤信一	ユアサフナショク・リカー株式会社代表取締役社長
取締役	和泉正則	ホテル事業本部長、ホテルサンライト株式会社代表取締役社長

⑵ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支払人員	支払額
取　締　役	10名	145百万円
監　査　役	4	16
（うち社外監査役）	(3)	(9)
合　　計	14	162

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む。）56百万円は含まれておりません。
2．取締役の報酬額は、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、年額36百万円以内であります。
3．当社は、平成20年６月27日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏　名	重要な兼職の状況
監査役	高　橋　康　雄	ちばぎんジェーシービーカード株式会社代表取締役社長

（注）上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	篠原啓慶	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。
監査役	高橋康雄	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。
監査役	石田康明	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議等を行い、代表取締役、会計監査人との意見交換を行うとともに、適宜事業所、グループ会社の視察等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前事業年度に関する定時株主総会には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選を行ったところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月26日開催予定の第44回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5．会計監査人に関する事項

⑴ **名　称**　　仰星監査法人

⑵ **報酬等の額**

区　　分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

会計監査人が職務上の義務に違反するなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

⑷ **責任限定契約に関する事項**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ｱ) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。

(ｲ) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告する。

(ｳ) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。

(ｴ) 取締役は、他の取締役の法令及び定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ｱ) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。

(ｲ) 大規模な事故や災害等、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大化を抑え、正常な状態への回復に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会を毎月２回、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を毎週開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ｱ) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。

(ｲ) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。

⑥　会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基づいて当社へ協議・報告する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助担当者は監査役の職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。

7．会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の意思に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

⑵　取組みの具体的な内容の概要

この取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和12年に肥料・米・雑穀・小麦粉・飼料等の販売を目的に設立された株式会社湯浅商店を母体とし、食品流通事業として食文化、食生活の変遷と共に多様な商品を取り扱い、また、安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献していくことを経営の基本として事業展開をしてまいりました。

一方、安定した収益を確保するため、昭和42年に不動産の賃貸事業、昭和46年にビジネスホテル事業を開始し、これら３つの事業を中心に、企業価値を向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、食品流通事業においては、千葉県を中核とした首都圏での中堅・中小スーパーを中心とした販売網、きめ細かい対応を行う営業・物流網及び長年にわたって培われた多くの食品メーカー等との信用を背景とした食品（酒類・飲料を含みます。）、業務用食材、自社精米商品並びに小麦粉、油脂、砂糖等の原材料、加えて飼料、畜産物等の豊富な品揃えにあります。ビジネスホテル事業においては、東京都、神奈川県を中心に利便性の高い駅前の好立地に展開するビジネスホテル及び快適な客室を提供する運営ノウハウにあります。不動産賃貸事業においては、賃貸ビル等による安定収益にあります。

そしてこれらの企業価値の源泉の根幹には、長年にわたって築き上げてきたお取引先、お客様との堅い信頼関係や中長期的な人材育成により培われた従業員の優秀な業務遂行能力及び従業員一人ひとりがその能力を存分に発揮することのできる企業風土があります。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

② 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、食品流通事業においては、消費者の生活圏にある中堅・中小食品スーパーを中心にドラッグストアー、ホームセンター等への営業を展開するとともに、少子高齢化、人口減少等の構造的変化が進み、食生活も一層多様化する中、常に変化していく顧客ニーズに的確に対応し、物流機能、情報機能、リテールサポート機能等の卸売機能の強化を図っております。また、食品の安全に対する関心が高まる中、お取引先とともに安心・安全な商品の供給を通じて地域の生活者の健康で豊かな食生活に貢献してまいります。

また、総合食品商社として、食品（酒類・飲料を含みます。）、低温食品、業務用商品、飼料畜産、米穀の部門構成の中で、お取引先が必要とする食品のすべての品揃えに応えるフルライン体制を強化するとともに、食品メーカーへ小麦粉、油脂、砂糖等の原材料を販売しそのメーカーの商品を販売する取組み、養豚養鶏の生産者に飼料を販売しその生産物を食肉加工メーカーに販売する取組み等に加え、米穀は自社工場による精米商品の製造を拡充するなど、食に関わる多様なお取引の中で、営業基盤の強化を図っております。

ビジネスホテル事業においては、設備の充実を継続的に行うとともに、接遇の向上を図る中で快適で魅力ある客室を提供しております。また、ビジネス客、観光客等の国内利用に加え、中国・韓国・台湾を中心とする海外からの旅行者の集客に努め、稼働率の維持、向上を図り収益を確保し、また、収益性を重視する中で事業の拡大を図ってまいります。

不動産賃貸事業においては、安定的な収益の確保に努めてまいります。

当社は、これらの事業を３本の柱と位置付けて、食品流通事業を中心に、ビジネスホテル事業、不動産賃貸事業を行う総合食品商社として、安定した業績と健全な財務体質を築くことにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実及び適時かつ適切な情報開示を行い経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

また、当社の事業内容は、お取引先から信頼を得ることが経営上の重要事項であります。そのため、当社は、監査役会設置会社として、取締役が業務執行を直接担当することで、経営者がお取引先との関係をより身近に感じ、経営に反映させることができる会社形態をとっております。

業務執行については、経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月１回開催しており、役付取締役で構成される常務会を原則毎月２回開催し、また、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を毎週開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

経営チェック機能としては、監査役は４名中３名を社外監査役としており、透明性の高い公正な経営監視体制の確立に努めております。

なお、当社は、従来から取締役の解任について、会社法の原則（会社法第339条第１項、第341条）に従い、議決権の過半数を有する株主の皆様が株主総会に出席し、かつその議決権の過半数を有する株主の皆様が当社

の現行の経営陣に反対された場合には、いつでもこれを交代させることが可能である、という普通決議によることとしております。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為（当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいいます。以下同じとします。）が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（大量買付行為を行いまたは行おうとする者をいいます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年５月13日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年６月27日開催の当社第43回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。本プランの有効期間は平成29年３月期に関する定時株主総会終結の時までであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ　本プランに係る手続の設定

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めています。

ロ　新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ハ　独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は、３名以上５名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

二　情報開示

当社は、本プランに基づく手続きを進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施または不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に開示します。

ホ　本プランの合理性

当社は、以下の理由により本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ａ）買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

ｂ）企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

ｃ）株主意思を重視するものであること

ｄ）独立性の高い社外者の判断の重視

ｅ）合理的な客観的要件の設定

ｆ）独立した地位にある第三者の助言の取得

ｇ）デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
＜資産の部＞		**＜負債の部＞**	
流動資産	**22,615**	**流動負債**	**20,366**
現金及び預金	5,462	支払手形及び買掛金	14,701
受取手形及び売掛金	12,121	短期借入金	3,720
商品及び製品	1,439	未払法人税等	214
仕掛品	32	賞与引当金	81
原材料及び貯蔵品	474	ポイント引当金	13
繰延税金資産	71	その他	1,634
未収入金	3,005	**固定負債**	**2,135**
その他	71	長期借入金	216
貸倒引当金	△63	退職給付に係る負債	532
固定資産	**26,939**	長期未払金	171
(有形固定資産)	(15,569)	役員退職慰労引当金	19
建物及び構築物	4,283	厚生年金基金解散損失引当金	28
機械装置及び運搬具	271	その他	1,165
土地	10,557	**負債合計**	**22,502**
その他	456	**＜純資産の部＞**	
(無形固定資産)	(247)	**株主資本**	**24,486**
ソフトウェア	116	資本金	5,599
のれん	84	資本剰余金	5,576
その他	46	利益剰余金	14,175
(投資その他の資産)	(11,123)	自己株式	△865
投資有価証券	8,137	**その他の包括利益累計額**	**2,194**
差入保証金	2,515	その他有価証券評価差額金	2,158
繰延税金資産	29	退職給付に係る調整累計額	35
その他	758	**少数株主持分**	**372**
貸倒引当金	△317	**純資産合計**	**27,053**
資産合計	**49,555**	**負債・純資産合計**	**49,555**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**101,892**
売上原価	**91,048**
売上総利益	**10,844**
販売費及び一般管理費	**9,263**
営業利益	**1,580**
営業外収益	**361**
受取利息	29
受取配当金	136
持分法による投資利益	77
その他	118
営業外費用	**49**
支払利息	40
その他	9
経常利益	**1,892**
特別利益	**65**
投資有価証券売却益	52
固定資産売却益	12
特別損失	**141**
固定資産処分損	45
減損損失	51
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	28
早期割増退職金	16
税金等調整前当期純利益	**1,816**
法人税、住民税及び事業税	647
法人税等調整額	11
法人税等合計	**658**
少数株主損益調整前当期純利益	**1,157**
少数株主損失	19
当期純利益	**1,177**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,599	5,576	13,403	△862	23,715
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△404		△404
当期純利益			1,177		1,177
自己株式の取得		0		△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	772	△2	770
当期末残高	5,599	5,576	14,175	△865	24,486

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	904	△6	898	394	25,008
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△404
当期純利益					1,177
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,253	42	1,295	△21	1,274
連結会計年度中の変動額合計	1,253	42	1,295	△21	2,044
当期末残高	2,158	35	2,194	372	27,053

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　９社

・連結子会社の名称　　ワイ・エフ物流株式会社
ワイ・エフ石油株式会社
ユアサフナショク・リカー株式会社
株式会社ニュー・ノザワ・フーズ
マックスフード株式会社
太陽商事株式会社
東京太陽株式会社
ホテルサンライト株式会社
ワイケイフーズ株式会社

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　ワイ・エフ・エージェンシー株式会社
株式会社マンデル
山野サービス株式会社

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社３社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも小規模であり、かつ全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　１社

・会社等の名称　　日本畜産振興株式会社

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称（非連結子会社）　　ワイ・エフ・エージェンシー株式会社
株式会社マンデル
山野サービス株式会社

・持分法を適用しない理由　　非連結子会社３社については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

日本畜産振興株式会社の決算日は６月30日でありますが、12月31日にて仮決算を行っております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社太陽商事株式会社の決算日は２月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　月別移動平均法による原価法

・原材料・仕掛品　月別移動平均法による原価法

・貯蔵品　最終仕入原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定率法によっております。ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）は定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）及び投資その他の資産

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込み相当額を計上しております。

ハ．ポイント引当金　将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額に基づき役員退職慰労引当金を計上しております。

ホ．厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理　税抜処理によっております。

⑸　退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

⑹　のれんの償却額に関する事項

のれんは15年間で均等償却しております。

２．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は従来と同様の期間定額基準としております。割引率の決定方法については、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更しております。ただし、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼさないため、前連結会計年度末に用いた割引率を当連結会計年度でも用いております。

この結果、当連結計算書類に与える影響はありません。

３．追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は73百万円増加し、法人税等調整額（借方）が32百万円、その他有価証券評価差額金が104百万円及び退職給付に係る調整累計額が１百万円増加しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産

定期預金	90百万円
建物	524百万円
土地	1,298百万円
投資有価証券	2,754百万円
計	4,666百万円

⑵　担保対象負債

支払手形及び買掛金	3,911百万円
短期借入金	1,974百万円
その他流動負債	5百万円
長期借入金	216百万円
その他固定負債	23百万円
計	6,131百万円

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　11,903百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,977千株	－千株	－千株	48,977千株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成26年６月27日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　404百万円
・１株当たり配当額　９円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成27年６月26日開催の第44回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　449百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っております。

なお、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避するために一部の子会社で行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
⑴現金及び預金	5,462	5,462	－
⑵受取手形及び売掛金	12,121	12,121	－
⑶有価証券及び投資有価証券、その他有価証券	7,461	7,461	－
⑷未収入金	3,005	3,005	－
⑸デリバティブ取引	6	6	－
⑹支払手形及び買掛金	(14,701)	(14,701)	－
⑺短期借入金（※2）	(3,445)	(3,445)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴現金及び預金、並びに⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。投資信託については、取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定する方法によっております。

⑹支払手形及び買掛金、並びに⑺短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式676百万円及び差入保証金2,515百万円は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、非上場株式は⑶有価証券及び投資有価証券、その他有価証券には含めておりません。また、差入保証金は上記連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の表には含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、商業施設などの賃貸等不動産を有しております。

⑵ 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,160	7,137

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　593円33銭

⑵ 1株当たり当期純利益　26円18銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
＜資産の部＞		**＜負債の部＞**	
流動資産	**20,768**	**流動負債**	**17,306**
現金及び預金	4,868	支払手形	395
受取手形	377	買掛金	13,032
売掛金	10,263	短期借入金	1,850
商品及び製品	1,049	１年以内返済予定の長期借入金	270
仕掛品	26	未払金	852
原材料及び貯蔵品	244	未払法人税等	151
前払費用	35	未払費用	63
未収入金	2,915	預り保証金	322
短期貸付金	967	預り金	145
繰延税金資産	50	賞与引当金	64
その他の流動資産	4	ポイント引当金	13
貸倒引当金	△34	その他の流動負債	145
固定資産	**25,123**	**固定負債**	**2,130**
(有形固定資産)	(13,333)	長期借入金	208
建物	3,781	長期預り保証金	287
構築物	84	退職給付引当金	516
機械装置	113	長期未払金	171
車輌運搬具	85	リース債務	216
什器備品	255	繰延税金負債	730
土地	9,006	**負債合計**	**19,437**
建設仮勘定	7	**＜純資産の部＞**	
(無形固定資産)	(136)	**株主資本**	**24,306**
ソフトウェア	96	**資本金**	**5,599**
その他の無形固定資産	40	**資本剰余金**	**5,576**
(投資その他の資産)	(11,653)	資本準備金	5,576
投資有価証券	7,802	その他資本剰余金	0
関係会社株式	2,037	**利益剰余金**	**13,996**
投資損失引当金	△343	利益準備金	866
長期貸付金	371	その他利益剰余金	13,130
差入保証金	1,750	固定資産圧縮積立金	260
退職給与引当保険掛金	60	別途積立金	11,148
破産更生債権等	115	繰越利益剰余金	1,721
その他の投資	165	**自己株式**	**△865**
貸倒引当金	△306	**評価・換算差額等**	**2,148**
		その他有価証券評価差額金	2,148
		純資産合計	**26,455**
資産合計	**45,892**	**負債・純資産合計**	**45,892**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**86,536**
売上原価	**77,370**
売上総利益	**9,166**
販売費及び一般管理費	**7,674**
営業利益	**1,491**
営業外収益	**473**
営業外費用	**28**
経常利益	**1,936**
特別利益	**64**
投資有価証券売却益	52
固定資産売却益	11
特別損失	**177**
固定資産処分損	32
投資損失引当金繰入額	93
減損損失	51
税引前当期純利益	**1,824**
法人税、住民税及び事業税	558
法人税等調整額	40
法人税等合計	**598**
当期純利益	**1,225**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,599	5,576	0	5,576	866	251	9,648	2,410	13,175
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△404	△404
固定資産圧縮積立金の取崩						9		△9	－
別途積立金の積立							1,500	△1,500	－
当期純利益								1,225	1,225
自己株式の取得			0	0					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	9	1,500	△689	820
当期末残高	5,599	5,576	0	5,576	866	260	11,148	1,721	13,996

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△862	23,488	901	901	24,390
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△404			△404
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
当期純利益		1,225			1,225
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,246	1,246	1,246
事業年度中の変動額合計	△2	818	1,246	1,246	2,064
当期末残高	△865	24,306	2,148	2,148	26,455

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②　その他有価証券	
・時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③　たな卸資産の評価基準及び評価方法	
・商品及び製品	月別移動平均法による原価法
・原材料・仕掛品	月別移動平均法による原価法
・貯蔵品	最終仕入原価法 貸借対照表価額については収益性の低下に基づいて簿価切下げの方法により算定しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法。ただし、精米工場の建物・構築物・機械装置、ホテル部門の建物・構築物及び平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）については定額法によっております。
②　無形固定資産（リース資産を除く）及び投資その他の資産	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
③　リース資産	
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法によって、回収不能見込額を計上しております。
②　投資損失引当金	子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して実質価額の低下額を計上しております。
③　賞与引当金	従業員に支給する賞与の支払に充てるため、当社所定の計算方法による支払見込み相当額を計上しております。

④　ポイント引当金　　将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

⑤　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき計上しております。また、未認識数理計算上の差異については、平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）で按分した額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜処理によっております。

２．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は従来と同様の期間定額基準としております。割引率の決定方法については、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更しております。ただし、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼさないため、前事業年度末に用いた割引率を当事業年度でも用いております。

この結果、当計算書類に与える影響はありません。

３．追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は72百万円増加し、法人税等調整額（借方）が31百万円及びその他有価証券評価差額金が104百万円増加しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産

定期預金	10百万円
建物	497百万円
土地	931百万円
投資有価証券	2,141百万円
計	3,580百万円

⑵　担保対象負債

買掛金	3,221百万円
短期借入金	1,550百万円
一年以内返済予定の長期借入金	270百万円
預り保証金	5百万円
長期借入金	208百万円
長期預り保証金	23百万円
計	5,278百万円

また、上記のうち、建物19百万円及び土地382百万円は、ユアサフナショク・リカー㈱の取引保証のため担保に供しております。

なお、上記の他に、投資有価証券600百万円をユアサフナショク・リカー㈱の取引保証のため担保に供しております。

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　9,742百万円

⑷　偶発債務

①　銀行借入に対する保証	
ユアサフナショク・リカー㈱	431百万円
㈱ニュー・ノザワ・フーズ	395百万円
太陽商事㈱	390百万円
計	1,216百万円
②　商品売買取引に対する保証	
ユアサフナショク・リカー㈱	625百万円

⑸　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権	1,176百万円
②　短期金銭債務	178百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	5,111百万円
②　仕入高等	1,892百万円
③　営業取引以外の取引高	389百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,001千株	8千株	0千株	4,010千株

（注）1.自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2.自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	102百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	303百万円
役員退職慰労金未払額	55百万円
減損損失	68百万円
未払事業税	16百万円
その他	238百万円
繰延税金資産小計	784百万円
評価性引当額	△245百万円
繰延税金資産合計	539百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△123百万円
退職給付信託設定益	△80百万円
その他有価証券評価差額金	△1,015百万円
繰延税金負債合計	△1,219百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△680百万円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑴ 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	128百万円	112百万円	15百万円
什器備品	19	18	1
合計	148	131	17

⑵ 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	7百万円
1年超	9百万円
合計	17百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ユアサフナショク・リカー㈱	52	酒類等卸売業	所有直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注1) 保証料の受入 商品売買取引に対する債務保証に係る土地・建物・有価証券の担保提供(注2)	1,181 0 749	－	－
子会社	㈱ニュー・ノザワ・フーズ	50	米穀類卸売業	所有直接 100	債務保証 役員の兼任	債務保証(注3) 保証料の受入 資金の貸付(注4) 受取利息	395 0 － 10	短期貸付金	－ － 550 －
子会社	太陽商事㈱	180	酒類等卸売業	所有直接 55.84	債務保証 役員の兼任	債務保証(注5) 保証料の受入	390 0	－	－
子会社	ホテルサンライト㈱	10	ビジネスホテル経営	所有直接 100	役員の兼任	受取配当金	200	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) ユアサフナショク・リカー㈱の銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。

(注2) ユアサフナショク・リカー㈱の商品売買取引に対して、当社の土地・建物・有価証券の担保提供を行っており、取引金額は、この保証を受けている債務の残高を記載しております。

(注3) ㈱ニュー・ノザワ・フーズの銀行借入及び商品売買取引に対する債務保証であり、主に年利0.2%の保証料を受領しております。

(注4) 貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 太陽商事㈱の銀行借入に対する債務保証であり、年利の0.25%の保証料を受領しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　588円32銭

⑵ 1株当たり当期純利益　27円24銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

ユアサ・フナショク株式会社
　取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　清　孝　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　川　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユアサ・フナショク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

ユアサ・フナショク株式会社
　取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　﨑　清　孝　㊞

業務執行社員　公認会計士　小　川　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユアサ・フナショク株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

ユアサ・フナショク株式会社　監査役会

常勤監査役　吉富　聰　㊞

監査役（社外監査役）　篠原啓慶　㊞

監査役（社外監査役）　高橋康雄　㊞

監査役（社外監査役）　石田康明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第44期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき10円　総額449,672,080円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　500,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	上田　弘（うえだ　ひろむ） (昭和６年８月25日生)	昭和31年４月　株式会社千葉銀行入行 昭和61年６月　同行取締役 昭和63年２月　同行常務取締役 平成元年６月　当社顧問 平成元年８月　当社専務取締役 平成３年８月　当社代表取締役副社長 平成５年６月　当社代表取締役社長 平成20年４月　当社代表取締役会長 現在に至る	180,848株
2	諸澤隆芳（もろさわ　たかよし） (昭和22年４月28日生)	昭和45年３月　株式会社湯浅商店入社 平成11年６月　当社食品本部長 平成12年６月　当社取締役食品本部長 平成15年６月　当社常務取締役 平成19年５月　当社専務取締役 平成20年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	134,626株
3	小梛一義（おなぎ　かずよし） (昭和28年８月10日生)	昭和51年３月　当社入社 平成８年４月　当社石岡支店長 平成17年４月　当社食品本部副本部長 平成17年７月　当社執行役員食品本部副本部長 平成19年５月　当社執行役員食品本部長 平成19年６月　当社取締役食品本部長 平成23年６月　当社常務取締役食品本部長、米穀本部担当 現在に至る	54,991株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	遠藤順士（えんどうじゅんじ） (昭和30年７月２日生)	昭和53年３月　当社入社 平成８年４月　当社木更津支店長 平成19年５月　当社執行役員横浜支店長 平成21年６月　当社取締役東京支店長 平成24年６月　当社取締役千葉支店長 平成25年６月　当社常務取締役千葉支店長 平成26年４月　当社常務取締役千葉支店長、低温食品本部担当 平成27年４月　当社常務取締役業務用商品本部長、飼料畜産本部担当 現在に至る	34,634株
5	山田共之（やまだともゆき） (昭和33年５月２日生)	昭和56年３月　当社入社 平成13年４月　当社旭支店長 平成17年４月　当社千葉支店長 平成19年５月　当社執行役員千葉支店長 平成23年６月　当社取締役千葉支店長 平成24年４月　当社取締役東京支店長 平成27年４月　当社常務取締役東京支店長 現在に至る	32,815株
6	黒坂幸夫（くろさかゆきお） (昭和31年１月10日生)	昭和49年３月　当社入社 平成13年６月　当社経営企画室長兼経理部長 平成20年４月　当社執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成24年６月　当社取締役管理本部長兼経営企画室長 現在に至る	29,391株
7	和泉正則（いずみまさのり） (昭和30年６月27日生)	昭和53年10月　山野株式会社入社 昭和60年10月　同社両国ホテル支配人 平成元年10月　当社両国パールホテル支配人 平成17年７月　当社執行役員ホテル事業本部副本部長 平成24年10月　当社執行役員ホテル事業本部長兼ホテル事業部長 平成25年６月　当社取締役ホテル事業本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） ホテルサンライト株式会社代表取締役社長	11,256株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※8	白鳥（しらとり） 剛（つよし） (昭和36年８月10日生)	昭和55年３月 当社入社 平成17年２月 当社菓子部長 平成22年４月 当社執行役員菓子部長 平成27年４月 当社執行役員千葉支店長兼低温食品本部長 現在に至る	9,455株
※9	和氣（わけ） 満美子（まみこ） (昭和42年９月14日生) （注）３	平成12年10月 弁護士登録 平成15年４月 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会幹事 平成17年４月 第二東京弁護士会弁護士業務委員会副委員長 平成18年６月 はる総合法律事務所所属 平成22年４月 東京簡易裁判所民事調停委員 現在に至る	一株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．和氣満美子氏の戸籍上の氏名は、栗宇満美子であります。
４．和氣満美子氏は、社外取締役候補者であります。
５．和氣満美子氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、和氣満美子氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
６．和氣満美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

（メ　モ）

（メ　モ）

株主総会会場のご案内

【会　場】千葉県船橋市本町1丁目10番10号
船橋商工会議所会館6階（大ホール）
（電話）047－432－0211

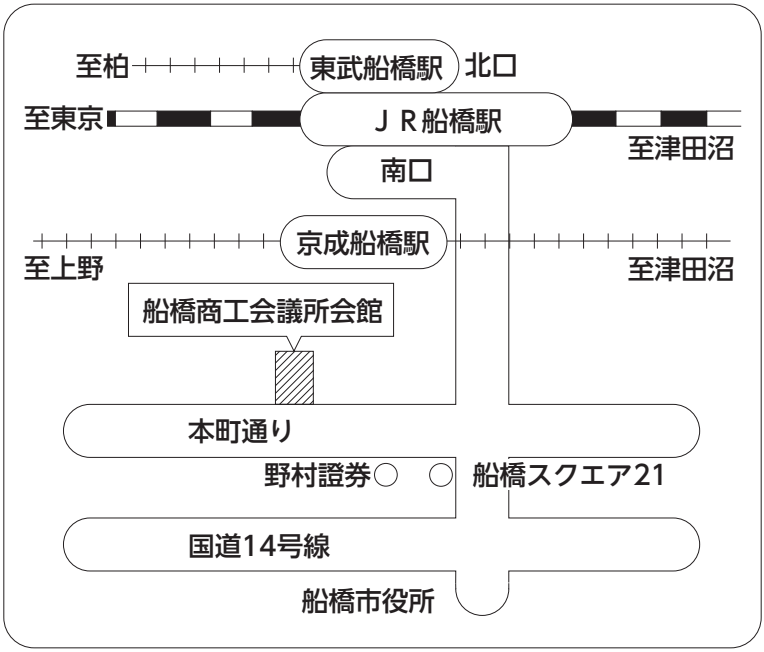

【最寄駅】京　成　線　京成船橋駅
ＪＲ総武線　船　橋　駅
東武アーバンパークライン（野田線）　船橋駅

※駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。